

## 平成27年度遠野市水道事業会計予算要領

### 1 第2条の業務予定量の概略

区 分	上水道事業	簡易水道事業	受託小規模給水事業
(1) 給水戸数	7,300戸	2,130戸	121戸
(2) 年間総給水量	1,716,800m <sup>3</sup>	447,800m <sup>3</sup>	22,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	4,704m <sup>3</sup>	1,227m <sup>3</sup>	60m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	営業設備事業 117,300千円 配水設備事業 1,257千円 配水設備改良事業 69,600千円	営業設備事業 279,570千円 配水設備事業 1,192千円 配水設備改良事業 258,600千円	/

2 第3条予算の収益的収入及び支出は、収入合計 792,297千円に対し、支出合計 650,008千円で、差し引き 142,289千円の黒字を見込んでいます。

○収益的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		予算額	構成比 (%)	備 考
収益的収入	第1款 上水道事業収益	548,820	69.3	給水収益 460,856 他会計負担金 2,408 他会計補助金 19,416 自家発電売電料 11,170 その他 54,970
	第2款 簡易水道事業収益	229,452	28.9	給水収益 125,284 他会計負担金 1,523 他会計補助金 80,234 その他 22,411
	第3款 受託小規模給水事業 収益	14,025	1.8	給水収益 6,025 受託工事収益 8,000
	合 計	792,297	100.0	
収益的支出	第1款 上水道事業費用	371,517	57.1	原水及び浄水費 46,697 配水及び給水費 56,638 総係費 72,318 減価償却費 159,318 資産減耗費 6,307 支払利息 14,709 消費税 10,000 その他 5,530
	第2款 簡易水道事業費用	251,453	38.7	原水及び浄水費 50,205 配水及び給水費 42,093 総係費 1,864 減価償却費 99,733 資産減耗費 7,852 支払利息 45,623 消費税 4,000 その他 83
	第3款 受託小規模給水事業 費用	26,038	4.0	受託管理費
	第4款 予 備 費	1,000	0.2	
	合 計	650,008	100.0	

- 3 第4条予算の資本的収入及び支出は、収入合計 574,493千円に対し、支出合計 918,492千円となっており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 343,999千円は、当年度分損益勘定留保資金 216,336千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,357千円及び減債積立金73,306千円で補てんしようとするものです。

## ○資本的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		予算額	構成比 (%)	備 考
資本的収入	第1款 上水道事業資本的収入	132,760	23.1	他会計負担金 1,257 企業債 121,900 他会計出資金 9,600 その他 3
	第2款 簡易水道事業資本的収入	441,733	76.9	他会計負担金 1,193 国庫補助金 118,153 企業債 258,700 他会計出資金 63,683 その他 4
	合 計	574,493	100.0	
資本的支出	第1款 上水道事業資本的支出	245,459	26.7	営業設備費 117,300 配水設備費 1,257 配水設備改良費 69,600 企業債償還金 57,302
	第2款 簡易水道事業資本的支出	673,033	73.3	営業設備費 279,570 配水設備費 1,192 配水設備改良費 258,600 事務費 6,300 企業債償還金 127,371
	合 計	918,492	100.0	

(構成比は、小数点第2位を四捨五入)

## 4 第5条企業債

起債の目的	限度額(千円)	利 率
上水道電気機械設備改良事業	92,200	4.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
上水道配水設備改良事業	29,900	
簡易水道電気機械設備改良事業	154,400	
簡易水道配水設備改良事業	104,300	
合 計	380,800	

- 5 第6条の一時借入金の限度額は、100,000千円と定めています。
- 6 第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費61,582千円、交際費10千円となっています。
- 7 第8条の高料金対策等に要する経費として一般会計から受ける補助金は、99,653千円となっています。
- 8 第9条のたな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定めています。
- 9 受託小規模給水施設の工事は、遠方監視装置改良工事を予定しています。